

受注者事業者様へ

令和8年6月23日

現在、契約事務に関して受注者様に押印を求めている書類のうち、次の書類及び当該書類と同様の内容であるものについては、押印を省略します。

記名又は署名のみでかまいません。

記

押印省略が可能な書類

書類の内容	書類名（例示）
契約締結及び契約変更の意思表示に関するもので次の書類	見積書、見積書に係る内訳書
入札や見積合せの辞退	入札辞退届、見積辞退届
契約の着手	着工届、着手届
現場代理人の兼任	現場代理人兼務申請書
下請負人の決定及びその理由	一部下請負通知書、下請負人選定理由書
現場責任者の経歴	略歴書
進捗管理	工程表
業務の完了	工事完成届、業務完了届
責任者の選任及び変更	現場代理人等選任（変更）通知書
目的物・成果物の引渡し	工事目的物引渡申出書、納品書、納入書
その他	建設業退職金共済掛金収納書、建設業退職金共済証紙を購入しない理由書、建設資材購入通知書。請求書

押印省略ができない書類

書類の内容	書類名（例示）
契約締結及び契約変更の意思表示に関するもの	入札書、委任状、入札に係る内訳書、契約書、請書、変更契約書、変更請書、工期変更協議書 ※ただし電子入札システムによる入札では、内訳書に押印不要。

文書取扱/総務課